

令和 7 年 9 月
令和 7 年第 5 回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 3 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 1 4 号	令和 6 年度栃木市継続費精算報告書	別冊
報告第 1 5 号	令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第 1 6 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第 118 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 119 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 120 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 121 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 122 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 123 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 124 号	栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例 の制定について	3
議案第 125 号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 126 号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第 127 号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 128 号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 129 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 130 号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 131 号	字の廃止並びに町及び字の区域の変更について	54
議案第 132 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	60
議案第 133 号	令和 6 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	62
議案第 134 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	64
議案第 135 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	66
認定第 1 号	令和 6 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 2 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 3 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊

認定第 4 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算 の認定について……………	別冊
認定第 5 号	令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算 の認定について……………	別冊
認定第 6 号	令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	別冊
認定第 7 号	令和6年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 8 号	令和6年度栃木市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
認定第 9 号	令和6年度栃木市下水道事業会計決算の認定について……………	別冊

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

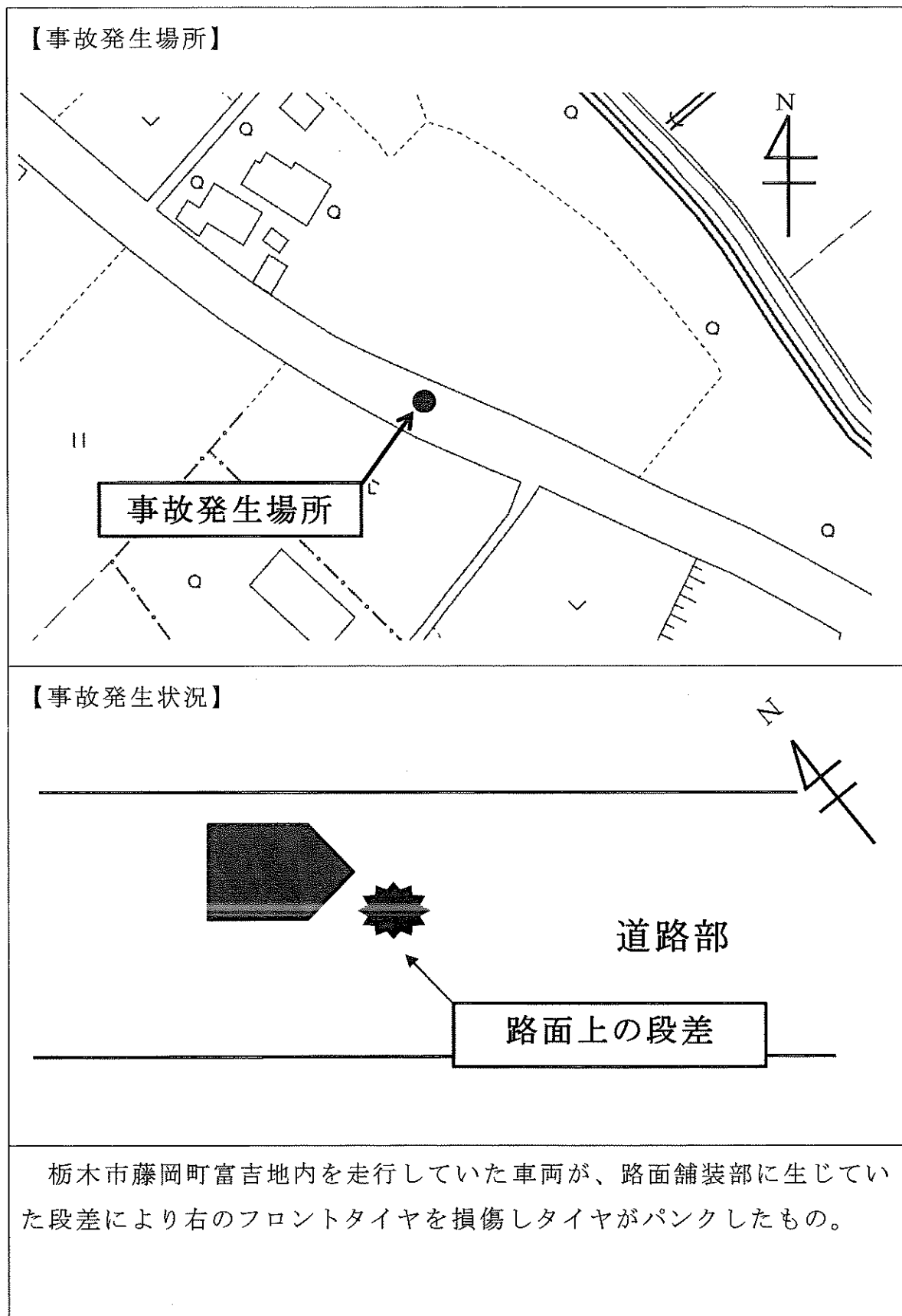
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1 件 100 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第 1 3 号



栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者
審査委員会条例の制定について

提案理由

栃木市立皆川中学校及び栃木市立寺尾中学校の廃校後の校舎等を利用させる事業者の選定に係る審査等を行う附属機関として、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会を設置するため、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(デジタル推進課)

議案第 1 2 5 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

個人番号の独自利用事務等を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加え、字句の整理を行うこと。（別表第 1 から別表第 3 関係）

〔参照条文〕

議案第 1 2 4 号と同じ。

議案第 1 2 5 号（デジタル推進課）

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

現 行	
別表第 1（第 4 条関係）	
機 関	事 務
1 ～ 1 1 略	略
1 2 市長	栃木市遺児手当支給条例（平成 2 2 年栃木市条例第 1 3 7 号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	栃木市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は高齢者の医療の確保

る条例

改 正 案

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 ～ 1 1 略	略
1 2 市長	栃木市遺児手当支給条例（平成 2 2 年栃木市条例第 1 3 7 号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 市長	住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるもの（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	栃木市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は高齢者の医療の確保

現	行
	に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 栃木市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「妊産婦医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療費助成関係情報」）であって規則で定めるもの 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。）であって、規則で定めるもの

改 正 案

に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

栃木市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「妊産婦医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。）であって、規則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」とい

現		行
2 市長	栃木市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		栃木市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案

改 正 案		
		う。)であって規則で定めるもの
2 市長	栃木市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		栃木市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

現 行	
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若し

改 正 案

		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児入所支援若し

現		行
		くは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
5 略	略	略
6 市長	児童発達支援についての助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案

		くは措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障がい者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
5 略	略	略
6 市長	児童発達支援についての助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの

現 行		
7 市長	在宅の障がい者が障がい者支援等施設に通所するために要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
8 略	略	略
9 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案

		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
7 市長	在宅の障がい者が障がい者支援等施設に通所するために要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
8 略	略	略
9 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
10 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支	住民票関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

現 行	
	援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」と

改 正 案

	援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」と

現		行
		いう。)であって規則で定めるもの 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	栃木市遺児手当支給条例による遺児住民票関係情報であって規則で定めるもの 手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案

		いう。)であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
12 市長	栃木市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		妊産婦医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		<u>ひとり親医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u>

現		行	

別表第 3（第 5 条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1～3 略	略	略	略
4 教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案

	<u>重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
--	---

別表第 3 （第 5 条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 ～ 3 略	略	略	略
4 教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則</u>

現 行			

改 正 案

による住登外者の情報の管
理に関する事務であって規
則で定めるもの

で定めるもの

(総務人事課)

議案第126号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

変死人に係る事務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給し、並びに災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業及び支給額の上限を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 特殊勤務手当の種類に変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当を加え、字句の整理を行うこと。(第3条関係)
- 2 変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定を加えること。(第5条関係)
- 3 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業及び支給額の上限を改めること。(第6条関係)

〔参照条文〕

議案第124号と同じ。

現	行
（特殊勤務手当の種類） 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） <u>行旅死亡人事務</u>に従事する職員の特殊勤務手当 （3） <u>災害応急作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当 （4）～（6） 略 （<u>行旅死亡人事務</u>に従事する職員の特殊勤務手当） 第5条 <u>行旅死亡人事務</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が<u>行旅死亡人</u>が発生した現場においてその事務手続に従事したときに支給する。 2 略 （<u>災害応急作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当） 第6条 <u>災害応急作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、地震、火災、風水害及び積雪等による<u>災害の発生又は災害の発生するおそれのある場合に、命令により出勤し現場における応急作業</u>に従事したときに支給する。 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>750円</u>を超えない範囲で定める。	

改 正 案

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 行旅死亡人及び変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当
- (3) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当
- (4)～(6) 略

(行旅死亡人及び変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 行旅死亡人及び変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が行旅死亡人又は変死人が発生した現場においてその事務手続に従事したときに支給する。

2 略

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第6条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、地震、火災、風水害及び積雪等による災害が発生し、又は発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う規則で定める作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき2, 160円を超えない範囲で定める。

(税 務 課)

議案第 1 2 7 号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 インターネットを用いる方法による公示送達に関する規定を加えること。

(第 1 8 条関係)

- 2 字句の整理を行うこと。(第 1 8 条の 3 関係)

- 3 特定親族特別控除額に係る規定を加えること。

(第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 関係)

- 4 特定親族に係る規定を加えること。

(第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 関係)

- 5 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定を加えるこ

と。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第 1 2 4 号と同じ。

現	行
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	
(納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	
(所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ	

改 正 案

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ

る者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改 正 案

る者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するのは、当該申告書の提出の際に経路すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

第16条の2 略

改 正 案

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

第16条の2 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売

現

行

改 正 案

渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0. 1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

現行

改 正 案

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(障がい福祉課)

議案第 1 2 8 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

非常災害対策を行わなければならない障がい福祉サービス事業者に就労選択支援事業者を加えること。(第4条関係)

2 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

非常災害対策を行わなければならない指定障がい福祉サービス等事業者に就労選択支援事業者を加えること。(第5条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 2 4 号と同じ。

現	行
【栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】 （非常災害対策） 第4条 障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略	
【栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】 （非常災害対策） 第5条 指定障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者（以下これらを「指定障がい福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児（以下これらを「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略	

改 正 案

【栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

(非常災害対策)

第4条 障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2～4 略

【栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】

(非常災害対策)

第5条 指定障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者（以下これらを「指定障がい福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児（以下これらを「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2～4 略

(文 化 課)

議案第 1 2 9 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大平文化会館の休館日を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大平文化会館の休館日を改めること。（別表第 1 関係）

〔参照条文〕

議案第 1 2 4 号と同じ。

議案第 129 号（文化課）

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第 1（第 3 条関係）		
区分	開館時間	休館日
栃木市栃木文化会館	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律 （昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」とい う。）に規定する休日に当たるときは、その日以後の 直近の祝日法に規定する休日でない日 (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日
栃木市大平文化会館 栃木市藤岡文化会館 栃木市岩舟文化会館	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	(1) 月曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日に 当たるときは、その日以後の直近の祝日法に規定する 休日でない日 (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日

改 正 案

別表第 1（第 3 条関係）

区分	開館時間	休館日
栃木市栃木文化会館	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで	(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律 （昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号。以下「祝日法」とい う。）に規定する休日に当たるときは、その日以後の 直近の祝日法に規定する休日でない日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日
栃木市大平文化会館	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで	(1) 火曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日に 当たるときは、その日以後の直近の祝日法に規定する 休日でない日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日
栃木市藤岡文化会館 栃木市岩舟文化会館	午前 9 時から 午後 9 時 3 0 分まで	(1) 月曜日。ただし、その日が祝日法に規定する休日に 当たるときは、その日以後の直近の祝日法に規定する 休日でない日 (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を改めること。
(第 8 条関係)
- 2 選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を改め、字句の整理を行うこと。(第 1 1 条及び第 1 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 2 4 号と同じ。

現	行
（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が<u>前条の契約</u>に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの公費負担の限度額） 第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。	

改 正 案

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合は、8円38銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの公費負担の限度額)

第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。

(総務人事課)

議案第131号

字の廃止並びに町及び字の区域の変更について

提案理由

令和3年7月14日付け栃木県指令都計第82号で認可のあった小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない町及び字の区域が生じたため、字の廃止並びに町及び字の区域の変更をすることについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令抜粋

第 179 条 地方自治法第 260 条第 1 項の規定による処分、旧耕地整理法（明治 42 年法律第 30 号）による耕地整理、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第 30 条第 4 項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第 54 条第 4 項（同法第 89 条の 2 第 10 項、第 96 条及び第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第 103 条第 4 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法抜粋

（換地処分）

第 103 条 略

2 略

3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

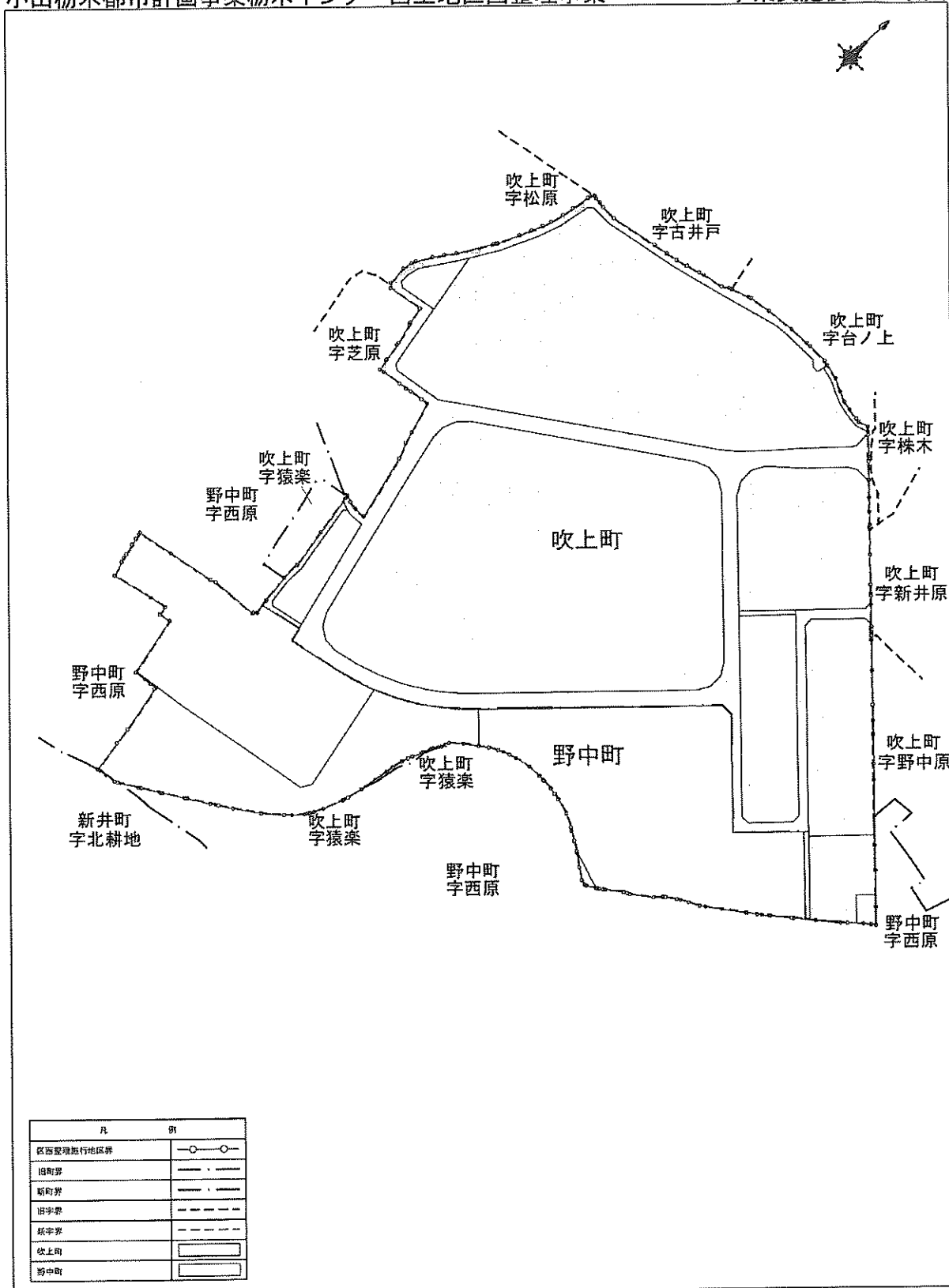
4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項

の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 以下略







(上下水道総務課)

議案第 1 3 2 号

令和 6 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 6 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 3 8 0, 6 3 4, 7 5 2 円のうち 6 6, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、3 1 4, 6 3 4, 7 5 2 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

令和 6 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,155,832,530	31,517,592	380,634,752
議会の議決による処分類	66,000,000	0	△ 380,634,752
資本金への処分	66,000,000	0	△ 66,000,000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 314,634,752
処分後残高	13,221,832,530	31,517,592	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第 1 3 3 号

令和 6 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 6 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 7 6, 2 4 0, 0 1 5 円のうち 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、4 6, 2 4 0, 0 1 5 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 3 2 号と同じ。

令和 6 年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,012,144,895	214,859,606	76,240,015
議会の議決による処分額	30,000,000	0	△ 76,240,015
資本金への処分	30,000,000	0	△ 30,000,000
減債積立金の積立		0	△ 46,240,015
建設改良積立金の積立		0	0
処分後残高	14,042,144,895	214,859,606	(繰越利益剰余金) 0

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、黒川弘照氏が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

黒川弘照氏の略歴

住 所 栃木市本町14番30号

生年月日 昭和40年12月11日

最終学歴



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 3 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、臼井恭子氏が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

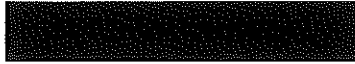
議案第 1 3 4 号と同じ。

臼井恭子氏の略歴

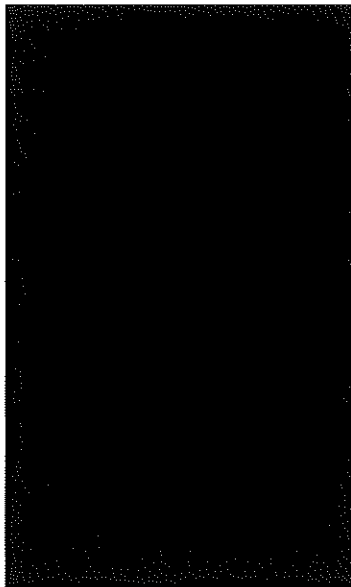
住 所 栃木市西方町金崎 7 4 0 番地 1 5

生年月日 昭和 3 3 年 3 月 2 8 日

最終学歴



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

